

神奈川県福祉バス運行事業実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県福祉バス運行事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく神奈川県福祉バス運行事業を円滑かつ適正に運行するため、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2条 神奈川県は、福祉バス利用申込みに係る受付事務、福祉バスの運行及び運行に係る車両管理について委託することができる。

(利用資格)

第3条 要綱第3条の障害児者等とは、身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者及びその他これに準ずる者とする。

2 宗教団体、政治団体及び営利団体に対しては、一切の理由を問わず、その利用を認めない。

3 利用者の一部に事業対象外の地域である指定都市に居住する障害児者等が含まれる場合にあっても、当該団体の利用を認めるものとする。

4 利用予定人数が20人に満たない場合又は障害児者等が3分の1に満たない場合等、利用申込み後に要綱第3条の利用資格を失ったときは、知事がやむを得ない理由によるものと認めた場合に限り、利用することができる。

(運行台数)

第4条 福祉バスとして専用に供用する車両は1台とする。

2 前項の福祉バスを「ともしび号」と呼び、車いす用リフトを備え付けるものとする。

3 第1項の車両に加え、利用申込みが知事の定める倍率を超えたときは、年間の運行予定回数の範囲内で、別に1台の福祉バスを運行する。

4 前項の福祉バスを「増便」と呼ぶ。

(運行時間及び範囲)

第5条 原則として、福祉バスの出庫時間は午前6時、入庫時間は午後9時とする。

2 車中泊を行う行程は認めない。

3 第5条の行程には、1日につき、送り又は迎えのみの場合には、目的地から車庫又は車庫から配車地までの距離を含むものとする。

4 安全な乗降及び走行が不可能であると知事が認めたときは、行程の一部又は全

部の変更を求める。

（優先利用）

第6条 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課の事業及び関連する事業は、要綱第6条の申し込みに優先して、利用できるものとする。

2 前項の事業のほか、全県域を対象として公共的団体が主催し、かつ、障害児者等の福祉向上に著しく寄与すると知事が認める事業の場合には、前項の規定を準用する。

（利用申込）

第7条 利用申込みは、利用する日の3月前の同日（以下「申込開始日」とする。）からすることができる。ただし、当該日が神奈川県の休日を定める条例第1条の県の休日に当たる場合には、県の休日の翌日とする。

2 申込開始日の利用申込みは、午前10時から午後0時までの間に、電話又はファクシミリにより行う。

3 複数の申込みがあった場合には、抽選により、順位を決定し、利用申込みの内容に応じ、ともしび号及び増便の利用者を決定する。抽選基準については別に定める。

4 前項の抽選は、申込開始日の午後1時から行う。

5 抽選を行ったときは、受託事業者は、申込みを行った者に対し電話又はファクシミリにより、抽選結果を通知する。

6 第3項の抽選の細目は、第2条の委託を受けた者（以下「受託事業者」とする。）が別に定める。

7 申込開始日の翌日以降の利用申込みは、午前9時から午後5時までの間に、電話又はファクシミリにより行う。

8 前項の利用申込みがあったときは、受託事業者はともしび号の空き状況を確認し、空いている場合には利用者を決定し、その旨を通知する。

（利用申込書）

第8条 前条第6項又は第8項の規定により、利用が決定した者は利用する日の2ヶ月前の末日までに神奈川県福祉バス利用申込書（様式1、以下「申込書」という。）を郵送又はファクシミリにより、受託事業者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第7項の申込みが利用する日の2ヶ月前の末日以降に行われたときは、利用が決定した者は、速やかに申込書を郵送又はファクシミリにより受託事業者に提出しなければならない。

3 受託事業者は、提出された申込書について、行程等の審査を行った上で、県へ送付するものとする。

- 4 県は、受託事業者から送付された申込書を審査し、利用を適当と認めるときは、申込みを行った者に対し、神奈川県福祉バス利用承認通知書（様式 2、以下「承認通知書」という。）を送付するよう受託業者に指示する。

（運行の基準）

第 9 条 福祉バスの乗務員は、運転士及び運転士助手の 2 名とする。

- 2 前項の乗務員及びその他の受託事業者の使用人は、利用者から謝礼等一切の金品を受領してはならない。
- 3 受託事業者は、承認通知書に記載された内容に従って福祉バスを運行するものとする。
- 4 車両運行中の事故又は点検、修理等により当該車両による運行計画の遂行が不可能となった場合は、受託事業者は県へ連絡したうえで、代車を配送する等必要な措置をとるものとする。

（実費の徴収）

- 第 10 条 利用者から徴収する有料道路通行料は、利用者の指定する出発地点から帰着地点までの間において、利用者との合意により有料道路を使用した場合の実費とし、車庫（納車場所）から利用者の指定する発着地までの料金は徴収しない。ただし、利用者の指定する発着地が県外の場合はこの限りではない。
- 2 福祉バスを宿泊で使用するときの宿泊料の実費は、1 泊 2 食付き個室の宿泊料 2 名分とする。

（実績報告）

- 第 11 条 受託事業者は、年間の事業実施の実績について、知事が指示する期日までに神奈川県福祉バス運行事業実施報告書（様式 3）により県へ報告しなければならない。

（賠償責任）

- 第 12 条 受託事業者は、福祉バスの運行中にその責に帰すべき事由により、搭乗者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
- 2 前項の損害賠償を行うときは、事前に県との協議を行わなければならない。

附 則

この細則は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

神 奈 川 県 福 祉 バ ス 利 用 申 込 書

神 奈 川 県 知 事 殿

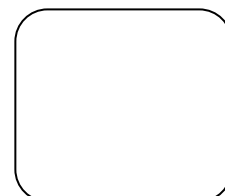
(代表者氏名)

利 用 日	年 月 日～ 年 月 日★（日帰・一泊・送・迎）		
利 用 目 的	★ スポーツ・文化・レクリエーション・その他（ ）		
行 先			
利 用 者	合計人数 人	障害者の人数	人（うち車いす 人）
リ フ ト	必 要 ・ 不 要		
障 害 種 別	★ 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・その他（ ）		
配 車 場 所			
配 車 時 刻	時 分	出発時刻	時 分
帰 着 時 刻	時 分（予定）		
宿 泊 場 所	（名 称） （所 在 地） （電話番号）		
雨 天 時	★ 決 行 ・ 中 止 ・ 待 機 ・ 連 絡		
そ の 他 の 希 望	団体名等ステッカー ★ 要・不要		

★印の欄は、該当項目を○で囲むこと

立寄り先 昼食場所等	月 日 時	(名称) (所在地) (電話)
	月 日 時	(名称) (所在地) (電話)
	月 日 時	(名称) (所在地) (電話)
行程	(できるだけ詳細に記入し、案内図などがあれば添付してください。)	
配車場所及び概図	(名称) (所在地番地)	
行程作成者 及び連絡先	(氏 名) (住 所) (電 話 番 号) (ファクシミリ番号)	

- ・コース等、記載された内容について利用承認の前にご相談させていただきます。
- ・福祉バスの利用を承認した場合は、利用承認通知書をお送りします。



神 奈 川 県 福 祉 バ ス 利 用 承 認 通 知 書

年 月 日

様

神 奈 川 県 知 事

年 月 日付で申し込まれた福祉バスの利用につきましては、別紙の通り承認します。
なお、この通知書は、別紙とともに利用当日にお持ちください。

利 用 日	}	別紙の通り
目 的		
行 先		

神 奈 川 県 福 祉 バ ス 運 行 事 業 実 施 報 告 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(受託事業者)

このことについて、次の通り報告します。

事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

年間運行回数 合計 回 年間運行日数 合計 日

日 帰

回

一泊

回

日 帰

日

一泊

日

- (添付資料) (1)神奈川県福祉バス運行記録表
(2)その他

※月をまたいでの宿泊利用は初日の属する月でカウントすること。

神奈川福祉バス運行記録表 (月分) (ともしび号 ・ 増便)

[illegible]